平成２４年（フ）第２号
島根県益田市乙吉町イ346番地９、前住所横浜市青葉区つつじが丘11番地21青葉台ファインスクエア１Ａ号
債務者　福原　　亮
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１３５号
鹿児島県霧島市隼人町小田483番地２　隼人団地11棟102号
破産者　有村　和子
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２９５６号
札幌市白石区北郷１条１丁目３番４号
破産者　大西　芳彦
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８号
茨城県土浦市中神立町12番地17　ツインパレス24Ｂ201、開始決定時の住所茨城県土浦市手野町4534番地
破産者　松海　知美（旧姓杉浦）
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４７２０号
福島県郡山市桑野２丁目14―14
破産者　鈴木　弘剛
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７４２号
東京都千代田区麹町１丁目３番地　ダイアン麹町ビル301、商業登記簿上の本店所在地東京都港区虎ノ門１丁目22番12号
破産者　たてもの株式会社
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９０３号
横浜市港南区大久保２丁目２番28号
破産者　株式会社ティアンドティ
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９６号
京都市伏見区羽束師志水町137番地15
破産者　有限会社ＳＡＮＢＥＮ
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８０号
長崎県長崎市天神町13―33、商業登記簿上の本店所在地長崎県長崎市目覚町11番17号
破産者　有限会社美彩クリエイト
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
盛岡市三本柳11地割19番地１
破産者　株式会社レジャーエース
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３４４号
金沢市粟崎町４丁目78番地33、従前の住所石川県小松市高堂町ロ136番地
破産者　北出　　巖
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３９９号
金沢市寺中町ロ65番１号
破産者　株式会社江川クリーニング総本店
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
兵庫県西脇市高田井町363番地の１
破産者　トマト観光株式会社
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３９号
奈良県五條市二見１丁目12番16号
破産者　株式会社堂本商店
1　決定年月日　平成24年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４４０号
福岡県久留米市荒木町白口2264番地13
破産者　上村　泰啓
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第７９号
福岡県久留米市高良内町2347番地411　コーポフラワー201号
破産者　井上　理恵
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３２号
香川県三豊市三野町下高瀬1979番地11
破産者　大久保一郎
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第１９７２号
札幌市北区あいの里３条９丁目11番１号
破産者　伊藤　文明
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７２８号
仙台市泉区黒松２丁目３番22号　アイショウヴィラ黒松Ⅱ―106、従前の住所仙台市青葉区芋沢字吉成山１番地の21　11Ｂ―４Ｌ
破産者　三浦　　晃
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係